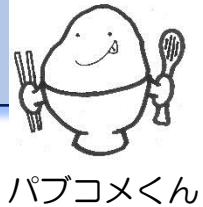


「第3期京都市ホームレス 自立支援等実施計画」(案)

～市民の皆様からの御意見を募集します～



京都市では、平成21年3月に、「第2期京都市ホームレス自立支援等実施計画」を策定し、「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めること」を目標に掲げ、ホームレスの自立に向けた支援に関する施策を総合的に推進しています。

この度、次期計画となる「第3期京都市ホームレス自立支援等実施計画」の案をとりまとめましたので、下記のとおり市民の皆様からの御意見を募集いたします。

募集期間	平成28年1月8日(金)～2月8日(月)[必着]
応募方法	郵送, F A X, 電子メール又はホームページの意見募集フォームにより御応募ください。 様式は自由ですが、本リーフレット末尾の「御意見応募用紙」も御利用いただけます。
応募先	【郵送】〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500番地1 中信御池ビル3階 京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課 【電話】075-251-1175 【F A X】075-256-4652 【電子メールアドレス】chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp
御意見の 取扱いに ついて	○ この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取扱い、他の目的に利用することは一切ありません。 ○ いただいた御意見につきましては、個別の回答は行いませんが、意見募集の終了後に、御意見の概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ、京都市ホームページで公表します。 ○ 提出いただいた書類は返送いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

1 第3期京都市ホームレス自立支援等実施計画の策定に当たって

(1) これまでの経過

京都市では、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々が抱える諸問題の解決を図ることを通じて、ホームレスが健康で文化的な安定した生活を送ることを目指し、平成16年に「第1期京都市ホームレス自立支援等実施計画」を、平成21年に「第2期京都市ホームレス自立支援等実施計画（以下「第2期計画」という。）」を策定し、ホームレスに関する総合的な支援施策を推進してきました。

第2期計画の計画期間は、当初、平成21年度から平成25年度までの5箇年でしたが、計画の最終年度に当たる平成25年度に、ホームレスも対象とした生活困窮者自立支援法の制定の動きがあり、この施行に併せて、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が平成27年3月に見直されたことから、その内容を踏まえるため、計画期間を2年延長し、計画の期限を平成27年度末に改めています。

(2) 新たな実施計画の策定

京都市のホームレス支援については、第2期計画に基づき様々な取組を推進してきたことで、ホームレス数が毎年着実に減少するなど、一定の成果を上げています。

一方で、第2期計画策定時点から約7年が経過し、ホームレスが抱える課題やホームレスを取り巻く社会情勢等は変化してきており、それに合わせてホームレス支援の内容も見直す必要が生じています。

そこで、これまでの取組を基本としつつ、実情に合った支援施策を推進していくため、第2期計画を改定し、「第3期京都市ホームレス自立支援等実施計画（以下「第3期計画」という。）」を策定することとします。

(3) 計画の実施期間

第3期計画の実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、ホームレス支援に関する「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の改正及び国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直し等があった場合や施策の内容に大きな変更等が生じた場合には、第3期計画の期間中においても必要に応じて見直しを行います。

（参考：国の法整備と本市実施計画の関係性）

*特措法：ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
*基本方針：ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

年度		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
国	特措法	平成 14 年 8 月制定（平成 29 年 8 月期限） *平成 24 年 8 月に 5 年延長																		
	基本 方針	第 1 期基本方針 （平成 15 年 7 月～平成 20 年 7 月）				第 2 期基本方針 （平成 20 年 7 月～平成 25 年 7 月）					第 3 期基本方針 （平成 25 年 7 月～平成 30 年 7 月）					平成 27 年 3 月 に一部改正				
本市	実施 計画	第 1 期計画 （平成 16 年 8 月～平成 21 年 3 月）				第 2 期計画 （平成 21 年度～平成 25 年度）					2 年延長		第 3 期計画 （平成 28 年度～平成 32 年度）							

2 京都市におけるホームレスの状況



- 路上で生活するホームレス数は、全国平均を上回る率で年々減少しています。
- 減少傾向にあるホームレスですが、個々の状況としては、以前と比べて路上生活期間の長期化や自立意欲の低下傾向が見られます。
- 路上以外の不安定な居住環境で生活する者が一定数存在しています。

国における「ホームレスの実態に関する全国調査」の概要

【概数調査】～毎年1回実施～

毎年1回、都市公園、道路、河川、駅舎等に起居しているホームレスの数を目視により実施

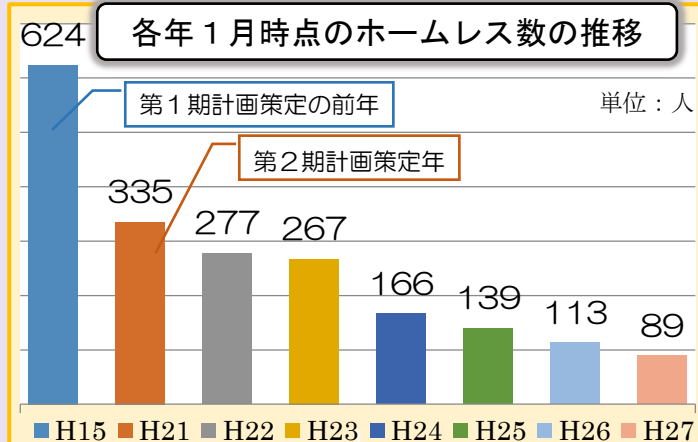
【生活実態調査】～5年に1回実施～（直近では平成24年1月と平成19年1月に実施）

5年に1回、ホームレスと直接面談し、アンケートによる聞き取り方式で実施

（1）ホームレス数の推移 ※「概数調査」から

京都市内で確認されるホームレスの人数は右図のとおり年々減少しており、平成27年1月（直近）と平成15年1月（初の統一調査）の減少率を比べると、全国平均の△74.1%よりも大きい△85.7%（535人減）となっています。

一方で、国が定めた「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」によると、全国的な傾向として、「路上等のホームレスの大幅な減少の背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在する」ことが指摘されています。

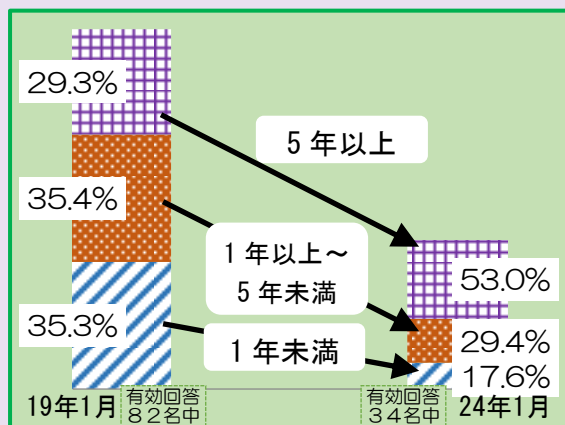


（2）ホームレスの特徴 ※平成19年1月と24年1月に実施した「生活実態調査」の比較から

ホームレスに対する様々な支援を進めてきた結果、かなりのホームレスが自立に結びついている一方で、現在もホームレス状態にある者については、自立の意欲が低い者が多く、路上生活期間が長期化している等の特徴が見られます。

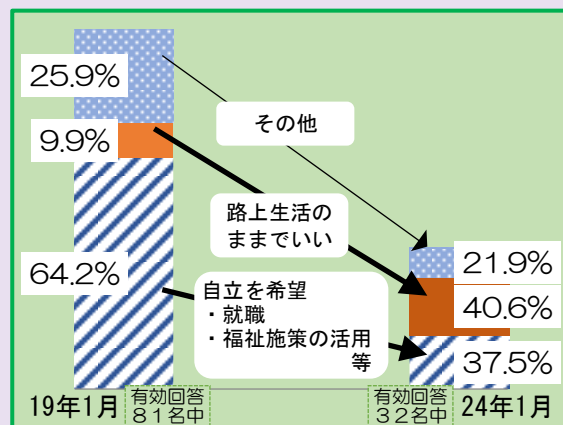
<路上生活期間>

路上生活期間が5年以上に及ぶ者の割合は、平成19年1月の「生活実態調査」の29.3%から、平成24年1月調査では52.9%に増加しており、路上生活の長期化が見られます。



<今後の自立計画>

今後の生活について、平成24年1月の「生活実態調査」では、路上生活の継続を希望する者の割合が、就職等による自立を希望する者を上回っており、自立意欲の低下が見られます。



3 これまでの計画の取組と評価



これまでの計画の評価として、次の2点が挙げられます。

○ホームレスへの直接アプローチによる相談支援体系の確立

「ホームレス訪問相談事業」の専門相談員が、ホームレスが生活する場所へ直接出向いて信頼関係を築き、自立に向けた相談支援を行う等の取組により、路上生活からの脱却につなげる体系を構築し、ホームレス数の減少につなげた。

○ホームレスを居宅生活等へ導くための支援施設の充実

ホームレスからの脱却を望む者に対して、緊急一時宿泊施設や生活訓練・就労訓練等の支援を行う施設を整備し、施設入所中に必要な訓練等を行いながら、居宅生活につなげる仕組みを充実させた。

第1期計画〔策定：平成16年8月 計画期間：平成16年度（8月）～平成20年度〕

策定の背景

ホームレスの数は多いものの、比較的年齢が若く、路上生活期間が短期間であるとともに、ホームレスになるまでに比較的安定した生活基盤を持っていた者が多く、かつ、就労による自立意欲が高い者が多い

計画の方針

「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めること」を目標に掲げ、「京都市自立支援センター」の設置等、就労による自立の推進を中心に総合的なホームレス支援を推進

第2期計画〔策定：平成21年3月 計画期間：平成21年度～平成27年度（延長後）〕

策定の背景

ホームレスの数は、第1期計画策定時から継続して減少傾向にあるが、一方で、ホームレスの高年齢化、路上生活期間の長期化が見られるとともに、就労による自立意欲の低い者の割合が増加している

計画の方針

第1期計画と同じ「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めること」を目標に掲げつつ、多様化するホームレスの実態に対応するため、3つの取組の柱及び9つの重点取組項目を掲げて総合的な支援を推進

〔取組の柱1〕総合的な支援

（重点項目1）生活相談等による各種ニーズの把握と個別事情に即した支援

（重点項目2）安定した居住場所の確保

（重点項目3）保健及び医療の確保

〔取組の柱2〕自立支援施策の推進

（重点項目4）ホームレス自立支援事業の推進

（重点項目5）就業機会の確保

〔取組の柱3〕居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解

（重点項目6）生活保護法による保護の実施

（重点項目7）居宅生活を継続させるための支援

（重点項目8）地域における生活環境の改善

（重点項目9）ホームレスへの理解の促進と人権擁護及び安全確保

取組の
状況

平成27年12月現在、9つの重点取組項目全てに着手し取組を推進中

*新規は、第2期計画で
新たに開始した取組

各重点項目の主な取組例

〔重点項目1〕生活相談等による各種ニーズの把握と個別事情に即した支援 〔主な取組例〕
専門の相談員が、路上等のホームレスが生活する場所を訪れ、日常生活面の相談支援や自立に向けた施策の利用勧奨等を行う「ホームレス訪問相談事業」を実施 **新規**

〔重点項目2〕安定した居住場所の確保 〔主な取組例〕
賃貸住宅入居時の保証人を確保できないホームレスに対して、「京都自立支援バックアップセンター」(保証人斡旋事業を実施)との連携により保証人を確保

〔重点項目3〕保健及び医療の確保 〔主な取組例〕
看護師等の資格を持つ相談員が、ホームレスが生活する場所を訪問し、健康・医療の観点から相談支援を行う「ホームレス健康サポート事業」を実施 **新規**

〔重点項目4〕ホームレス自立支援事業の推進 〔主な取組例〕
「京都市ホームレス自立支援センター」において、就職活動の拠点となる宿所等の生活支援や職業相談等の就労支援等、就労支援に向けた総合的な支援を実施

〔重点項目5〕就業機会の確保 〔主な取組例〕
「ホームレス能力活用推進事業」において、民間企業等への訪問により訓練的な職の情報収集や求人開拓を実施 **新規**

〔重点項目6〕生活保護法による保護の実施 〔主な取組例〕
「京都市中央保護所」について、平成23年度から指定管理者制度を導入し、入所者個々の状態に応じた生活訓練等を実施する等、支援内容を充実

〔重点項目7〕居宅生活を継続させるための支援 〔主な取組例〕
「ホームレス地域サポート事業」を通じて、ホームレス状態から居宅生活に移行した者への地域定着・居宅定着に関する民間団体等の取組を支援 **新規**

〔重点項目8〕地域における生活環境の改善 〔主な取組例〕
公共施設の管理者が定期的に施設を巡回する際、必要に応じて支援内容を記載したチラシをホームレスに配布することで、自立に向けた支援施策を積極的に周知 **新規**

〔重点項目9〕ホームレスへの理解の促進と人権擁護及び安全確保 〔主な取組例〕
ホームレスに関する記事を「京都市人権相談マップ」等の刊行物に掲載し、ホームレスの人権に関する周知・啓発を実施 **新規**

4 第2期京都市ホームレス自立支援等実施計画から見えてきた課題



- ホームレスが抱える課題が多様化・複雑化し、現行のホームレス支援施策では、居宅生活を始めたものの、生活が安定せず再び路上生活へ戻ってしまう例も生じており、個別の状況に応じた支援が求められています。
- 住居を喪失しているものの、路上等ではなくネットカフェや終夜営業店舗等で不安定な生活をしている層が一定数存在しており、これらの者についても、生活の安定に向けた支援を行う必要があります。

第2期京都市ホームレス自立支援等実施計画 (平成21年度～平成27年度)

第2期計画期間中に明らかとなったホームレス支援の課題

○ホームレス状態に至る要因の多様化・複雑化

近年は、単なる失業が原因でホームレスに至るのではなく、多重な借金、家庭内の人間関係の悪化、精神疾患等の傷病、地域社会との繋がり希薄化等の様々な問題がきっかけとなるなど、ホームレス状態に至る要因が多様化・複雑化しています。

○就労自立が困難なホームレスの増加

失業が原因でホームレスに至る者は、就労経験や自立意欲が比較的高く、これまでは、短期間で就労に結びつくケースも多く見られました。

しかし、近年は、雇用環境の変化（即戦力を求める企業の増加、非正規雇用の増加等）や離職期間の長期化、自立意欲の低下等により、就職自立に至りにくいホームレスが増加しています。

○自立意識が低い者に対する支援の難しさ

刑務所等の出所後間もない者等で、帰来先や受入れ先がないため本市のホームレス支援施策を求めてくる者の中には、社会規範を守り自立した居宅生活を送る意思の薄い者もあり、通常のホームレス支援では安定的な居宅生活の継続につなげにくい実態があります。

○再度ホームレス状態に陥る層への支援

ホームレス状態から居宅生活に移行したものの、地域社会に馴染めない、炊事や金銭の管理等の基礎的な生活がうまくできない等の理由で居宅生活が継続できず、再度ホームレス状態に戻ってしまう者が一定数存在しています。

○住居を喪失し路上以外の不安定な住居環境で生活する層の存在

国におけるホームレスの実態に関する調査結果からも、路上以外の不安定な居住環境（ネットカフェや終夜営業店舗等）で生活している者の存在が指摘されており、これらの者に対しても、必要に応じ生活の安定に向けた支援が求められています。

5 第3期京都市ホームレス自立支援等実施計画の体系（案）

第3期計画の方向性

- ① 路上や河川等で生活するホームレスの数自体は減少しているものの、個々が抱える自立に向けた課題は深刻化する傾向にあることから、路上生活の脱却に向けた支援の在り方について、必要な「量」を確保しつつ、「質」の重点化を図ります。
- ② ホームレスが抱える多様化・複雑化した課題に対応できるよう、個々の状況に応じた支援を実施していきます。
- ③ 居宅移行した者の再路上生活化を防ぐため、居宅生活移行後の支援にしっかりと取り組んでいきます。
- ④ 第2期計画では、国が『ホームレス特措法』で示した施策目標を「目標」に掲げて施策を推進しており、第3期計画においても、その考え方を踏襲しつつ、上記①～③に必要な施策を新たに盛り込んでいきます。

★第3期計画の体系★

目標

ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めること

取組方針1

路上生活等の解消に向けた総合的な支援の推進

路上や河川等で生活するホームレスの数は、これまで実施してきた施策の成果等により年々減少傾向にあります。一方、路上生活期間が長期化するにつれて、自立に向けた意欲や能力等が低下していく実態があることから、第3期計画においても、引き続き、路上生活の解消に向けた支援を進めていきます。

取組方針2

速やかな居宅生活に向けたきめ細やかな自立支援施策の推進

様々な課題を抱えてホームレス状態に陥った者が、再び安定した居宅生活を送るためには、これらの課題を丁寧に解決していくことが重要です。現在でも、支援対象者に対してアセスメントを実施し個々の支援方針を定めていますが、第3期計画においても、引き続き個人が抱える課題をしっかりと見極め、速やかに居宅生活へ導くとともに、必要に応じて、自立に向けた生活訓練や就労訓練等の支援を速やかに実施していきます。

取組方針3

地域社会における居宅生活の安定と地域の理解

ホームレス状態から、本市のホームレス支援を経て居宅生活に移行した者が、再び路上生活に戻ることがなく、地域社会で安定した居宅生活が送れるよう、居宅生活移行後の定着支援を推進します。

また、ホームレスに関する地域の理解が進むよう、人権に関する啓発等を引き続き実施します。

取組方針1 路上生活等の解消に向けた総合的な支援の推進

取組項目

- (1) 路上への巡回等による相談支援の実施
- (2) 精神疾患等があるホームレス等への専門的な相談支援の実施
- (3) 福祉事務所における生活相談
- (4) 債務問題を抱えるホームレスへの支援
- (5) 適切な医療の確保
- (6) ホームレスになる恐れがある者への対策の検討

主な新規充実項目

○路上への巡回等による相談支援の充実【充実】

ホームレスが生活している場所を訪問し、日常生活や健康面の相談支援を行うとともに、自立に向けた相談や意欲の促進等を図るなど、現在も路上等で生活しているホームレスを自立支援施策につなげられるよう取り組みます。

また、不安定な住居環境で生活し屋根のある場所とない場所を行き来している者等、ホームレスになる恐れがある者への対策についても検討していきます。

○精神疾患等があるホームレス等への専門的な相談支援の実施【新規】

精神疾患等によりコミュニケーションがうまく図りづらいホームレス等に対し、精神科医が路上や支援施設を巡回することで、専門的見地から適切な医療指導等を行い自立につなげていく仕組みを構築します。

取組方針2 速やかな居宅生活に向けたきめ細やかな自立支援施策の推進

取組項目

- (1) 一時的な宿泊場所の提供及び自立に向けたアセスメントの実施
- (2) 就労自立に向けた支援
- (3) 居宅生活等に必要な生活訓練の実施
- (4) 速やかな居宅確保に向けた支援

主な新規充実項目

○一時的な宿泊場所の提供及び自立に向けたアセスメントの実施【新規】

ホームレスの自立に向けて、一時的な宿泊場所を提供するとともに、同施設に配置している相談員が入所者に対するアセスメントを実施し、福祉事務所や関係機関と協議しながら、個々の状況に応じた支援方針を速やかに確定します。そして、この支援方針に基づき、居宅生活への移行を中心とした支援を速やかに進めます。

○居宅生活等に必要な生活訓練の実施【充実】

路上生活が長く、安定した居宅生活を送ることに不安があるホームレス等に対し、一般的な社会生活能力を高める生活訓練等を実施します。

なお、現在本市が運営している生活訓練施設については、居宅生活の安定に資するよう、支援体制や訓練内容等を検証していきます。

また、民間団体等が運営する生活訓練施設については、適切な施設運営、入所者に対する効果的な支援が行われるよう、引き続き連携していきます。

取組方針 3

地域社会における居宅生活の安定と地域の理解

取組項目

- (1) 居宅生活の安定に向けた支援
- (2) 公共施設の適切な利用の確保
- (3) ホームレスに関する地域社会の理解の促進
- (4) ホームレスの安全確保
- (5) 総合的な施策の推進に向けた民間支援団体等との連携

主な新規充実項目

○居宅生活の安定に向けた支援【新規】【充実】

薬物依存や精神疾患等、自立生活に大きな課題を抱えているホームレスが、居宅生活へ移行した後も地域社会の中で安定した生活を送り、再度路上生活に陥ることがないように、支援開始時点から居宅移行後まで一貫して関わりつつ、特に居宅移行直後には集中して定着に向けた支援を行う伴走型支援を実施します。

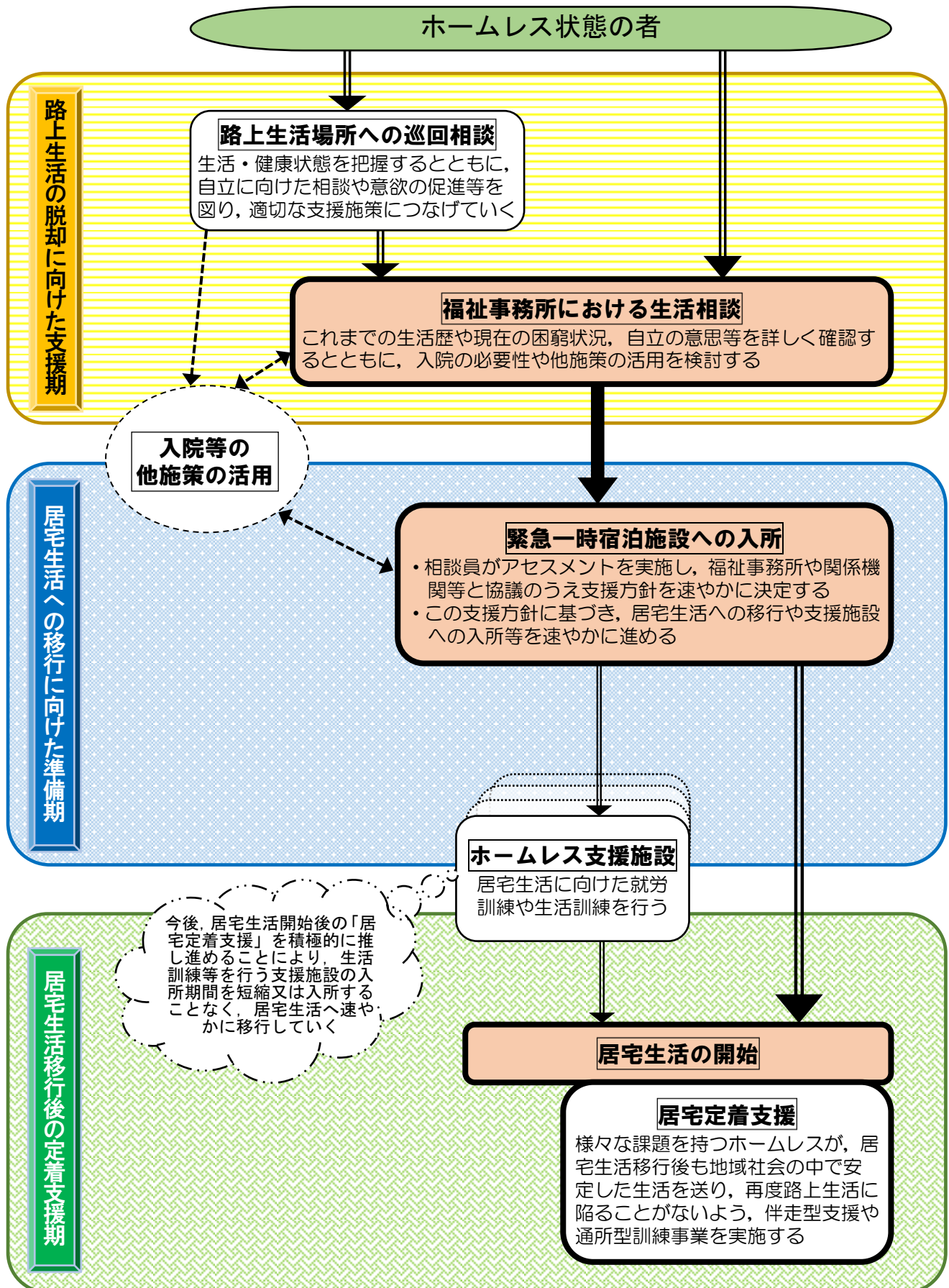
また、一般的な生活能力（炊事、掃除、健康管理、金銭管理等）に課題があるホームレスが、居宅生活へ移行した後も地域社会の中で安定した生活を送り、再度路上生活に陥ることがないように、これらの能力を習得することができる生活訓練や、精神疾患等を抱えているホームレスの日常的なケアに取り組む通所型事業を実施します。

○総合的な施策の推進に向けた民間支援団体等との連携【充実】

第2期計画策定以降、ホームレスの自立に向けた支援の充実に伴い、民間支援団体等の能力を活用し協働で施策に取り組む機会が高まっています。

そのため、本市のホームレス支援を支える民間団体等と、支援の内容等について定期的に協議する場を設けるなど、施策の推進に必要な連携を深めていきます。

(参考) 第3期京都市ホームレス自立支援等実施計画における
ホームレス支援の流れ



「第3期京都市ホームレス自立支援等実施計画」(素案)

(FAX) 075-256-4652

京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課 宛

掲載項目	項目番号	掲載内容		項目番号	掲載内容
	1	計画の策定に当たって		5	第3期計画の体系(案)
	2	京都市のホームレスの状況		6	第3期計画における取組項目(案)
	3	第2期計画の取組と評価		参考	第3期計画におけるホームレス支援の流れ
	4	第2期計画から見えてきた課題			
御意見記入欄	該当する項目番号	御意見のタイトル (未記入でも可)			

御記入ありがとうございました。

以下の欄は、御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ御記入ください。

年齢	歳	性別	男性・女性
お住まい等	京都市	・ 京都市に通勤通学	・ その他

京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課

平成28年1月発行

京都市印刷物 第 273145号

